

議案第 7 5 号

大口町行政経営審議会条例の一部改正について

大口町行政経営審議会条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、行政経営審議会の所掌事務のうち、特別職報酬等審議会の対象とする特別職を整理することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町行政経営審議会条例の一部を改正する条例

大口町行政経営審議会条例（平成２６年大口町条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第３号中「及び特別職の職員で常勤のものの給与」を「並びに町長、副町長及び教育長の給料」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町行政経営審議会条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(所掌事務) 第 2 条 略 (1)・(2) 略 (3) 議会の議員の議員報酬の額並びに町長、 副町長及び教育長の給料の額に関するこ と。 (4) 略 2 略	(所掌事務) 第 2 条 略 (1)・(2) 略 (3) 議会の議員の議員報酬の額及び特別職の 職員で常勤のものの給与の額に関するこ と。 (4) 略 2 略

改 正 要 旨

1 改正理由

地方公務員法第3条第3項第4号の規定に基づき、「大口町特別職の秘書の職の指定等に関する条例」において、特別職として町長の秘書の職（以下「特別職の秘書」という。）を指定することとなりました。

また、常勤の特別職の給与の額につきましては、公正さを保つため、第三者機関の意見を聞く必要があります（昭和38年5月28日付自治給第208号「特別職の報酬等について」）、本町においては、大口町行政経営審議会（以下「行政経営審議会」という。）がその役割を担っています。

こういった背景から、行政経営審議会が調査審議を行う常勤のものの特別職の給料について、その対象の特別職を明記する必要があるため、改正をするものです。

2 施行期日

公布の日から施行します。